

A 市 第三者委託先行事例ヒアリング調査結果概要

調査日時	平成 21 年 12 月 22 日(火) 午前 9 時 20 分～午前 11 時 30 分	
A 市水道事業の概要	計画給水人口 122,260 人、1 日最大給水量 91,660m ³ /日(平成 28 年目標年次) 水源:表流水、浄水場:3 浄水場、配水池:5 系統 21 配水池、1 受水池、1 受水塔	
第三者委託実施の背景	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽管更新事業、浄水場受配電設備更新事業、浄水場改築事業等の今後予想される財政需要を見据えた中で、本市水道事業の経営改善策を検討した ■ 検討の結果、まず従来から行ってきた一般的な業務委託からさらに踏み込んだ形で浄水場運転管理業務と送・配水施設維持管理等業務を一体的に民間事業者に委託することにより、民間事業者のノウハウ、技術力、創意工夫等により、水道事業の効率的な執行を期待できるとともに内部管理経費の縮減を図ることが可能と判断した。 	
第三者委託実施前の委託	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 16 年 3 月から東山浄水場で休日・夜間業務を民間委託していた。 ■ 平成 21 年度は(昭和 4 年に整備され、緩速ろ過、急速ろ過の 2 つのろ過施設がある)浄水場の休日・夜間業務を民間へ委託している。 ■ 平成 21 年度までの委託はあくまで手足業務の委託であった。 	
第三者委託制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活用している(第三者委託制度(水道法第 24 条の 3)) 	
水道技術管理者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託制度を活用しており、受託者側に以下の資格を有する「受託水道業務技術管理者」の設置を求めている。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 5 年以上ある者 2) 水道浄水施設管理技士 1 級・2 級の資格を有する者 3) 業務要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者 	
活用した手引き等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託の手引き(厚生労働省) ■ 水道事業における業務委託の手引き(第 1 次案)(日本水道協会) 	
第三者委託業務の概要	委託期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(4 年間)(別途引継ぎ期間含む)
	委託項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「A 市水道事業浄水場運転管理業務」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転管理業務 (2) 水質管理業務 (3) 保守点検業務 (4) 環境整備業務 (5) 物品等調達業務 (6) 運転管理補助業務 ■ 「A 市水道事業送・配水施設維持管理等業務」 <ol style="list-style-type: none"> (7) 送・配水施設の維持管理及びその関連業務 (8) 給水装置に関する業務 (9) 路面復旧に関する業務 (10) 施設の保守管理及びその関連業務

浄水場運転管理業務の要求水準

(1) 取水制限の水準

浄水場運転管理における取水制限は、「A 市浄水場運転管理マニュアル」により適正に対応するものとする。

(2) 水質管理の水準

水道水質管理計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底することとし、必要事項の検査・測定の実施及び必要に応じたジャーテストの実施など、最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努める。

水質管理に関する要求水準は、以下の通りとする。

項目	水準
浄水池から管末に関する浄水水質	水道法に規定する水質基準
各浄水場ろ過水濁度	0.1 未満
各浄水場浄水池出口水素イオン濃度	6.8～8.0
浄水場配水池出口遊離残留塩素濃度	0.2mg/L～0.8mg/L

(3) 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量・送水量の調整、浄水池処理工程の水位等のバランス調整及び浄配水場間の送・受水量の調整を行い、安定した配水量を確保・供給に努めること。

水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

施設名	施設能力(m ³ /日)	最大取水量(m ³)	最大配水量(m ³)
浄水場①	47,300	34,000	32,000
浄水場②	30,000	26,000	24,000
浄水場③	4,500	5,500	4,000
浄水場④	1,500	1,500	1,200
⑤水道	—	60	60

(4) 水圧管理の水準

管末配水管の動水圧は 0.15MPa を維持するよう、浄水場加圧ポンプ室を適切に管理し、適正な水圧管理に努めること。

送・配水施設維持管理等業務の要求水準

(1) 水質管理の水準

水道法に定められた水質基準が確保された浄水を、適切な送水・配水施設管理によって安全な状態で給水栓(蛇口)まで届けること。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

項目	水準
色	異常なし
濁り	異常なし
異常な臭味	異常なし
消毒の残留効果(残留塩素)	0.2mg/ℓ以上

(2) 水量・水圧管理の水準

配水状況により配水池・ポンプ場等の設備・機械を運転して送水量・配水量の調整を行うとともに、適正な水圧を確保して安定給水に努めること。

(3) 有収率・有効率の水準

給水区域内の送・配水管路と給水管の漏水調査を年 1 回実施するとともに、地上漏水の即時修理と地下漏水の早期発見、修理に努めること。また他事業者による工事立会いを実施し、未然に破損事故等を防止すること。

有収率・有効率に関する要求水準目標を、以下のとおりとする。

年度	有収率	有効率
平成 22 年度	89.7%	94.0%
平成 23 年度	89.8%	94.3%
平成 24 年度	89.9%	94.6%
平成 25 年度	90.0%	95.0%

委託概要

- 電力・薬品・資材等の調達管理業務

浄水場運転管理業務においては受託事業者の責任と費用により、本件業務の実施に必要となる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他物品を調達することとし、その管理については、関係法令に定めのある有資格者の業務を含め適切に行うこととした。

また、送・配水施設維持管理等業務においては、受託事業者の責任と費用により、本件業務期間中において、本件業務実施に必要となる配管口径 50mm 以下の給水資材を調達することとした。
- 通信の調達と管理業務

事業者は、テレメーター・電話回線等運転管理に必要な通信の調達を行い、その管理を行うこととした。
- 電力・燃料の調達及び管理業務

事業者は、浄配水場の運転管理を良好に行うため、安定した電力・各種燃料の調達を行い、適正に管理することとした。
- 消耗品類の調達及び管理業務

事業者は、委託業務の実施に要する全ての消耗品類について、その調達と管理を行い、調達にあたっては、浄配水場の運転管理に支障をきたすことのないよう、適正に行うこととした。
- 修繕業務

業務には、修繕業務として1件当たり 50 万円(消費税等を含む。)以下、合計 25,200,000 円/年間(税込)を上限とした、修繕業務を含むこととした。なお、資本的支出にかかる工事及び補修金額が 50 万円を超える工事はその対象外とした。
- 施設の改良

業務を効果的に実施するため、事業者は、市の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良やコンピューターシステムの導入等、本件施設内に必要な設備を設置することができることとした。
- 非常時の対応

事業者は、非常時には、利用者への影響を最小限に食い止められるよう、最善の対応することとした。
- 《施設の保守管理業務》
 - 保守管理の水準

事業期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行なうことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で本水道部に引渡しが行なえるよう、関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこととした。
 - 建築物、建築設備保守管理業務
 - 機械・電気・計装設備保守管理業務
 - 水槽等の保守管理業務及び清掃業務
 - 文書の管理業務、データの記録
 - 備品等の保守管理業務
 - 外構施設保守管理業務
 - 植栽維持管理業務
 - 警備業務
 - 環境衛生管理業務

公民連携(第三者委託)導入の効果	職員数	<ul style="list-style-type: none"> 現在の職員数は66名のうち、技術系職員は30名。平成22年度からの第三者委託の実施により13人(浄水場6人、送配水・給水関係7人)削減予定(技術系職員が30人から17人になる)である。
	コスト削減効果	<ul style="list-style-type: none"> 契約額:金1,416,456,300円(税込)(4年間) 6,800万円/年間のコスト削減を見込んでいる。 (削減内訳:浄水施設管理で-3,600万円、配水施設関係で-3,200万円)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 総合的に判断して第三者委託制度を導入したことにより、水道事業全体としての技術水準およびサービス水準が向上する見込みである。 委託前に本市が確保してきた技術水準は、ほとんど受託者側へ移行することとなるが、受託者のノウハウの活用、他事業者での受託実績、専門技術者の配置によって技術水準が向上するものと考えている。 さらに、本市のモニタリングや適正な指示等により大きな効果を期待しているところである。
委託導入・推進手順	可能性調査	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委託の導入可能性調査は直営で、約1年間かけて行った。
	事業	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委託業者の募集・選定は直営で、約10ヶ月で実施した。
	外部支援	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント等の支援を受けずに全て直営で実施した。
	直営体制	<ul style="list-style-type: none"> 可能性調査は他業務との兼務3名、事業の募集選定は他業務との兼務2名で担当したが、手引き等の活用により、必要十分な体制で対応でき、大きな負荷とはならなかった。
想定される課題への対応	職員の技術力低下、技術継承について	<ul style="list-style-type: none"> 会津地方最大の水道事業として、高い(トップ)水準の技術を保有し続けるべきと考えている。 第三者委託により、民間事業者のノウハウの活用、技術力及び幅広い専門的な人材の確保ができるものと考えているが、業務遂行にあたって受託者が業務要求水準を確保しているか否かの検証は、水道事業者が確実に行わなければならない重要な業務であると認識している。 従って、この業務に従事する技術職員については将来にわたって水道事業者として自ら確保・養成する必要があるものと考えている。
	災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の遂行にあたっては、本市として災害・事故等、緊急対応マニュアルを策定済であるとともに、受託者においてもそのマニュアルに基づき受託者独自に対応マニュアルを策定することとしている。 本市と受託者が日頃より連携を図るとともに定期的な対応訓練を実施し、対応力の確保・向上に努めるため、対応力の低下にはならないものと考えている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 受託者の業務習熟期間の設定と移行期間における水道事業体側の管理体制をいかに維持していくかが課題である(既存業者から新たな受託業者への業務の引継ぎ(リレー))
委託履行監視	モニタリング方法・効果	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委託制度で行う業務の履行監視(モニタリング)A市自らが履行監視する計画であり、市の水道部内に履行監視を行う専任の職員を配置し、業務要求水準書及び受託者の業務提案書に基づき業務が履行されているかどうか、随時業務委託状況検査を実施し適切な監視、指示等を行う考えである。 受託業者は浄水施設管理技師(1級)保有者を責任者としたセルフモニタリングを行う予定。 市として初めての第三者委託であり、随時モニタリングの項目を設け、事業者の行う業務をモニタリングする予定。

事業者の募集選定（公募型プロポーザル）について	発注方式	■ 公募型プロポーザル方式（総合評価方式）
	審査委員会	外部有識者 4 名、水道職員 3 名（水道部長、浄水課長、施設課長）の計 7 名構成 「浄水場運転管理及び送・配水施設維持管理等業務委託受託者選定委員会」
	実施スケジュール	平成 20 年 1 月 「水道事業経営改革検討委員会」開催（部会を併設） 平成 20 年 7 月 31 日 部会から報告書提出⇒意思決定 平成 21 年 3 月 債務負担行為 【事業者選定スケジュール】「浄水場運転管理、送・配水施設維持管理等業務委託」 平成 21 年 6 月 4 日 募集の公告 平成 21 年 6 月 8 日～6 月 12 日 実施要綱及び業務水準書等の交付 平成 21 年 6 月 16 日 実施要綱及び業務水準書等の説明会 平成 21 年 6 月 16 日 現場見学会参加申込期限 平成 21 年 6 月 17 日～6 月 18 日 現場見学会 平成 21 年 6 月 19 日～7 月 3 日 応募表明書及び応募資格審査申請書類受付 平成 21 年 7 月 6 日～7 月 10 日 実施要綱、業務水準書等に関する質問受付 平成 21 年 7 月 14 日 実施要綱、業務水準書等に関する質問回答 平成 21 年 7 月 6 日～7 月 10 日 応募資格予備審査 平成 21 年 7 月 13 日～7 月 16 日 応募資格審査申請書類の補正 平成 21 年 7 月 16 日 応募辞退届提出期限 平成 21 年 7 月 28 日 応募資格審査結果の通知 平成 21 年 7 月 30 日～8 月 3 日 加入済保険内容開示 平成 21 年 7 月 30 日～8 月 3 日 応募資格がないと認めた理由の説明要求 平成 21 年 8 月 5 日 応募資格がない理由の説明要求への回答 平成 21 年 8 月 6 日～8 月 21 日 業務提案書の受付期間 平成 21 年 9 月 1 日～9 月 2 日 プレゼンテーション・ヒアリングの実施 平成 21 年 9 月 8 日 審査結果の通知の発送 平成 21 年 9 月 9 日～10 月 30 日 SPC の設立・契約条件等協議 平成 21 年 11 月 2 日 契約締結
	価格評価割合	■ 技術評価・価格評価は「第三者委託の手引き等」により決定。（価格割合 30%）
	契約	■ 落札グループが共同で出資し設立した株式会社（SPC）と 4 年間の契約を締結。 ■ 委託にあたり、4 年間の債務負担予算措置済。
	選定の留意点	■ 急速ろ過 5 年、緩速ろ過 3 年の運転管理実績を資格要件とした。 ■ 事業者の参加資格には地元要件を加えた（優先した）。 ■ 経営改善委員会（H20.1 設置）で 5 社に見積もりを取った。 ■ 説明会には上記 5 社に加え、合計 8 社が参加した。 ■ 応募は 4 社で、資格審査は全て通過した。 ■ 水道浄水施設管理技士 1 級資格を有する者は全国には少なく、業務の責任者（受託水道技術者の要件として）2 級保有者でも認めた。（管路は求めていない）

リスク	リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託にあたり想定されるリスクを明確にし、官民で適切に分担する予定である。
	リスク管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託制度を導入する事により、リスク管理機能が向上見込みである。(公民連携の効果)
技術継承について	費用負担とリレー期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 21 年 10 月 30 日～平成 22 年 3 月 31 日 ■ 引き継ぎに要する費用は受託者の負担とした。
	リレーの具体的な内容と課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 習熟方法及び期間の設定は課題であると考えている。今回の事業者募集過程でも習熟期間(の費用負担)については質問がかなりあった。
委託費用の積算について		<ul style="list-style-type: none"> ■ 積算は各社への見積りにより行った。 ■ 事業者募集に当たり価格公表を行った。最低制限価格は設けていない。 ■ 委託の人件費は、下水道の単価を参考にして、1 人工 670 万円で積算している。 ■ 人数について積算上は公共での人数を想定している。労基法上の人数の担保は契約書で明記している。
第三者委託以外の民間への委託状況		<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道部庁舎の清掃業務、警備保守業務、消防設備点検業務、冷暖房設備機器保守点検業務、電話交換設備保守点検業務、自動ドア保守点検業務、無線電話装置保守点検整備業務、自家用電気工作物安全管理業務、小荷物専用昇降機保守点検業務、融雪設備機器保守点検業務、水道料金等徴収業務(平成 22 年 4 月 1 日から)
A 市における今後 PFI 等の公民連携手法導入の今後の見通し		<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した基幹浄水場の改築について DBO, PFI等の手法を検討したい。 ■ 老朽化した基幹浄水場の改築について、部内に浄水施設検討委員会を設置して、施設の位置、浄水方法の検討を行っているが、建設にあたっては、施設の設計・建設を含めてDBO、PFI等の手法も選択肢の一つであると考えている。 ■ 具体的には財源の関係で事業化を見送っている滝沢浄水場の設備更新(昭和 4 年の整備)で DBO,PFI 等の手法の活用を考えている。
第三者委託を実施することによる効果・メリット		<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の本市第三者委託実施にあたって、浄水場運転管理業務については、高い技術力と多くの受託実績を有する大手事業者を対象とし、送・配水施設維持管理等業務については、地元で従来より個別の業務委託を担ってきた地元業者を対象として、別々に公募型プロポーザル方式を行い、それぞれの受託候補者により特別目的会社を設立していただき、その会社と契約するという方法を採用した。 ■ 本市がこのような方法を採用した目的は、一括して発注すれば、大手事業者のみの応募となり、地元事業者の受注機会は失われ、地元でこれまで培ってきたノウハウを発揮できないこと、地元業者の受注意欲を阻害することになることから、これらのことを避けるためである。
第三者委託を実施することによる課題・問題点(特に現行の法制度・支援制度面について)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市では、当初水道事業の包括的業務委託の実施を考えていたが、浄水場運転管理業務及び送・配水施設維持管理等業務と料金等徴収業務の両方を包括的に受注できる事業者が少なく競争性の確保ができないこと、委託料の縮減が期待できないこと、地元業者の参入が困難なことから、第三者委託と一般的な業務委託と分けて発注することとした。 ■ 各水道事業体の実情や地域の特異性に対応できる第三者委託制度の実現と包括的業務委託導入にあたっての法制度の研究、各事業体向けの支援制度等の充実を望む。

A 市における第三者委託導入成功の要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手引きの有効活用 ■ 「受託者選定委員会」での知見のある有識者の活用 ■ その他
<p>▶ 市からの助言・提案</p> <p>今後第三者委託等の公民連携を推進させていくために必要と考えられる効果的な方策</p> <p>今後第三者委託等の公民連携を推進させていくために解決すべき課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業体への指定管理者制度や第三者委託制度のさらなる広報と周知を行い、先進導入事業体の事例、制度導入によるメリットや標準的な手続を紹介する。 ■ また、導入にあたり期待される内部管理経費の縮減効果、技術水準の確保等について、事業体の規模等による目安になるものを提示したら、導入に踏み切る事業体も増加するものと考ええる。 ■ 中小の事業体単独では、スケールメリットが発揮できないことが想定されることから、水道事業の広域化の推進が是非とも必要となってくると考える。 ■ 業務の履行確認が、確実に実行されなければ、制度として不十分なものとなることから、各事業体における履行確認の体制の充実や確立をいかに実現できるかが重要と考える
A 市における「県の水ビジョン」をどのように位置づけについて	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市は、県が策定した「県の水ビジョン」の中で「水道広域圏」の中核都市として広域化による合理化と効率化による水道事業の経営改善に積極的に関与するとともに、積極的に推進する役割が求められているところである。
近隣事業体と事業統合する予定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市は、近隣の村からの要請により平成 23 年 4 月を目途に同村の簡易水道事業の本市水道事業への統合を予定している。 ■ 事業費 1 億円程度で施設の接続ができ、A 市にとっても財政的な負担は大きくない。また、統合により A 市の料金収入が上がるメリットもある。 ■ 現状で同村の水道料金はかなり高い水準であり、経過措置を設け、A 市の水準に統一する予定。 ■ 同村が保有している水道施設では水源の枯渇、老朽化等の問題を抱えており、統合に伴い、廃止処分する予定である。 ■ 同村からの持参金は無いが、基金を持っており、料金を含め、A 市の水準に統一するために活用する。 ■ 平成 21 度においては、近接する 3 箇所において配水管の接続工事を実施し、厚生労働省への変更認可申請、国土交通省への水利権変更許可申請を行っているところである。 ■ なお、本事業統合については県(衛生部局)からも随時助言・支援を受けている。 ■ A 市では、A 地方広域市町村圏整備組合から受水しており、組合との経営統合は今後の課題である。 ■ また、(新たな概念の広域化として)北会津地域との間で緊急連絡管の整備について検討を行ったが、費用の関係で実現しなかった。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 得られた効果(人・物・金・サービス) ■ 課題となった事項(導入過程・委託開始後) ■ 考察(現状での評価)